

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
第17回会議 次第

日 時 平成26年9月28日(日)
午後3時30分から
場 所 印西地区環境整備事業組合
3階 大会議室

次第	頁	資料
1 開会		
2 会議録について(第16回及び第17回会議)		
3 最終答申について		最終答申書 (案)
4 その他		
5 閉会		

平成26年9月30日

印西地区環境整備事業組合
管理者 板倉 正直 様

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
委員長 寺嶋 均

最終答申書

次期中間処理施設整備事業に関する用地選定について

平成25年4月21日付け印環第275号で諮問された次期中間処理施設整備事業の用地選定について、これ迄17回開催した会議における調査審議及び2回実施した現地調査等により、全9項目からなる諮問事項に関する結論が得られたので、最終答申書を提出します。

目次

はじめに

1. 本編

(1) 最終答申書の概要	1
(2) 候補地の抽出結果	6
(3) 候補地の比較評価結果	14
(4) 候補地の記述評価（建設候補地の検討における留意点）	18

おわりに

2. 資料編

(1) 諮問書	1-1
(2) 用地検討の概要	2-1
(3) 候補地の募集要項	3-1
(4) 候補地の応募申込書	4-1
(5) 候補地の比較評価項目・基準・配点及び評価結果の補足	5-1
(6) 先進地視察報告	6-1
(7) 候補地の選定方法に関するパブリックコメント募集の結果	7-1
(8) 候補地の選定方法に関する説明会の結果	8-1
(9) 印西市・白井市・栄町の推薦地に関する回答	9-1
(10) 候補地の関係町内会組織への事前事業説明の結果	10-1
(11) 候補地の現地調査報告	11-1
(12) 周辺住民意見交換会の結果	12-1
(13) 審査結果報告会の結果	13-1

(14) 会議等開催経過	14-1
(15) 施設規模の見込みについて	15-1
(16) 同意書	16-1
(17) 請願書・要望書	17-1
(18) 用地検討に関する委員意見の概要	18-1
(19) 意見書	19-1
(20) 印西市・白井市・栄町の財政状況	20-1
(21) 組合広報紙の特集号	21-1
(22) 用地検討委員会関係条例等	22-1
(23) 用地検討委員会委員名簿	23-1

はじめに

千葉県北西部に位置し、印西地区（印西市・白井市・栄町）の一般廃棄物中間処理を担当する印西クリーンセンターは、千葉ニュータウン中心部の中央駅近傍に所在している。

この地域は、昭和 59 年の千葉ニュータウン中央駅開業から約 30 年の間に商業施設、高層住宅及び企業オフィスビルが林立するなど、大きく変貌を遂げている。

また、印西クリーンセンターは千葉ニュータウン中央駅の開業から 1 年後の昭和 61 年から稼働開始をしており今年で 29 年目を迎えたが、単にごみを処理して減量・減容化を行う施設に止まらず、ごみ焼却熱の有効利用など将来の中間処理施設の方向性を見据えた施設としてこれまで公害などによる大きなトラブル発生もなく安全・安定操業を継続し、まさに千葉ニュータウンと共に歩み続けてきた都市基盤施設となっている。

しかしながら、施設の老朽化に伴い次期中間処理施設整備の計画が必要となり平成 23 年度に建設予定地を千葉ニュータウン 9 住区に決定したものの周辺住民などの理解が得られず、現印西市長より次期中間処理施設の移転計画の白紙撤回の申し入れを組合管理者が受ける状況に至り、施設整備計画を実施できない状況となった。この様な経緯の中で、平成 24 年度に印西地区環境整備事業組合管理者の附属機関として用地検討委員会が設置され、平成 25 年 4 月に組合管理者より次期中間処理施設整備事業の用地選定について諮問を受けた。

用地検討委員会の委員は、公募により選任された住民 10 人、印西クリーンセンター環境委員会住民側委員 1 人、学識経験者 4 人の計 15 人で構成し、徹底した情報公開と逐次住民からの意見を受け付けて会議における参考資料にするとともに、1 年 6 か月にわたり 17 回の会議、2 回の現地調査及び 1 回の先進地視察を行い、透明性と公平性を図りながら慎重かつ活発な議論を重ねてきた。

候補地の抽出方法は、広く公募することを基本とし併せて関係市町に候補地の推薦を依頼した。

また、現在地も建替用地が確保されている現状と長年にわたる安全・安定操業の実績を踏まえ候補地のモデルとして位置づけ、全ての候補地を 1 次～3 次の段階審査の中で多面的に比較評価することを平成 25 年 12 月に中間答申書として管理者へ提出した。

その後、抽出された 4 箇所の応募地に現在地を加えた 5 箇所の候補地について、1 次審査で用地条件を確認、2 次審査で施設の建設・運営に適さない用地条件として減点評価、3 次審査でより良い施設となり得る用地条件として加点評価を行った。

また、3 次審査では、未だに住民から迷惑施設と受け止められがちな中間処理施設の用地選定において、新たな試みとして候補地の周辺住民意見交換会を開催し、周辺住民の理解度・協力度の状況把握に努め候補地の比較評価に反映させた。

以上による多面的かつ総合的な評価を行い、用地検討委員会の調査審議結果を本答申として整理した。用地選定の段階から積極的に住民参加と情報公開を図った施設整備事業の推進は全国的に見ても例が少なく、試行錯誤を重ねながら調査審議を進めてきたが、住民合意の必要性を重く受け止めて透明性・公平性の観点から慎重に審議した結果を、この答申としてまとめることができたものと確信する。

本答申が、印西地区の次期中間処理施設の整備実現に向け一翼を担うことを期待する。

1. 本編

(1) 最終答申書の概要

答申(1)～答申(9)

最終答申書の概要

諮問（１）次期中間処理施設の整備に適した用地の条件に関すること。

答申（１）

用地条件として次の４項目を設定した。（１次審査）

- ・面積を２．５ｈａ程度とすること。
- ・洪水浸水地域を除外すること。
- ・自然公園法で規定する地域を除外すること。
- ・その他として、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地を除外すること。

資料編（３）「候補地の募集要項 ４）募集要項（２）用地条件」を参照

諮問（２）貴検討委員会が定めた方法により募集する用地(以下「比較対象地」という。)の比較評価項目に関すること。

答申（２）

比較評価項目として次の項目を設定した。（２次審査・３次審査）

２次審査	
大項目	小項目
生活環境の保全	地域住民の日常生活への影響
	地域景観への影響
自然環境等の保全	里地里山の保全
	生物多様性の保全
	地球温暖化防止
法規制	各種規制の状況
	用途地域の適合
地盤の安定性	液状化予測地域
	地形の状況

３次審査	
大項目	小項目
周辺住民の理解度・協力度	周辺住民の理解度・協力度の状況
経済性	概算事業費
地域社会貢献	地域活性化への寄与

資料編（５）「候補地の比較評価項目・基準・配点及び評価結果の補足」を参照

諮問（３）比較対象地の比較評価基準に関すること。

答申（３）

答申（２）の小項目毎に比較評価基準を設定した。

資料編（５）「候補地の比較評価項目・基準・配点及び評価結果の補足」を参照

諮問（４）比較評価項目毎の配点に関すること。

答申（４）

答申（２）の大項目・小項目毎に配点を設定した。

資料編（５）「候補地の比較評価項目・基準・配点及び評価結果の補足」を参照

諮問（５）用地の募集方法に関すること。

答申（５）

用地の募集方法（候補地の抽出方法）は、次のとおりとした。

- １．関係市町区域内の土地を対象とした公募
- ２．関係市町による推薦
 - ①新たな候補地を推薦依頼
 - ②前回計画における比較検討地５箇所（印西市泉・多々羅田地先、印西市大森・草深地先、旧本埜村みどり台三丁目地先、旧印旛村岩戸地先、白井市平塚地先）が現在も候補地としてなり得るか及び再度推薦するか照会
- ３．「諮問（９）その他、用地選定において必要と認められる事項に関すること。」に基づき、現在地は建替用地を保有していることから、候補地の１つとして位置付けた。

資料編（３）「候補地の募集要項 ５）建設予定地決定までの流れ」を参照

諮問（６）募集の結果、応募がなかった場合の対応に関すること。

答申（６）

答申（５）１による応募があったことから、答申の対象外とした。

P6「候補地の抽出結果」を参照

諮問（7）比較対象地の比較評価（候補地の選定）に関すること。

答申（7）

答申（5）により候補地を抽出し、答申（1）の用地条件を確認した後、答申（2）の比較評価項目、答申（3）の比較評価基準及び答申（4）の比較評価項目毎の配点に基づき候補地を比較評価し、順位付を行った。

1位	吉田地区	(145 / 200点)
2位	現在地	(121 / 200点)
3位	岩戸地区	(119 / 200点)
4位	滝地区	(117 / 200点)
5位	武西地区	(96 / 200点)

P14～P17「（3）候補地の比較評価結果」を参照

諮問（8）候補地の周辺住民との合意形成に関すること。

答申（8）

候補地の周辺住民との合意を円滑に形成するために、特に必要なものとして次の5点を挙げた。

1. 徹底した情報公開、透明性及び公平性の確保に努めること。
2. 建設候補地を決定した後に開催する「建設候補地周辺住民説明会」の対象範囲を状況に応じて適切に設定すること。
3. 次期中間処理施設は、高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより、生活環境に影響を及ぼす施設ではないことについて、より一層理解を深めていただけるよう十分に説明すること。
4. 次期中間処理施設は、一般廃棄物を安全に処理するだけに止まらず、エネルギー源熱利用及び雇用創出を含む地域振興事業などにより、地域活性化の起爆剤となり得ることについて、より一層理解を深めていただけるよう十分に説明すること。
5. 住民参加型の取り組みにより、施設整備基本計画、排熱利用及び地域振興事業などの検討を進めること。

資料編（18）「用地検討に関する委員意見の概要」を参照

諮問（9）その他、用地選定において必要と認められる事項に関すること。

答申（9）

答申（5）3で記述しているとおり、現在地は建替用地を保有していることから、候補地の1つとして位置付けることを委員会で決した。

(2) 候補地の抽出結果

候補地の抽出結果

候補地の位置図（当初）

候補地の位置図（最終）

候補地の個別位置図

候補地の抽出結果

《関係市町区域図》



■関係市町区域内の土地を対象とした公募

平成26年1月6日から平成26年3月31日までの期間で、関係市町区域内の土地を対象として候補地の公募を行った結果、岩戸地区、草深地区、滝地区、武西地区から2箇所、吉田地区の計6箇所から応募があった。

ただし、草深地区が平成26年5月9日、武西地区の1箇所が平成26年6月10日に、それぞれ応募者のご意向により取下書が提出され受理した。

よって、最終的な応募地は、次の計4箇所となる。

岩戸地区、滝地区、武西地区、吉田地区

■関係市町による推薦

新たな推薦地を推薦依頼したが、推薦地はなかった。

また、前回計画における比較検討地5箇所（印西市泉・多々羅田地先、印西市大森・草深地先、旧本埜村みどり台三丁目地先、旧印旛村岩戸地先、白井市平塚地先）が現在も候補地としてなり得るか及び再度推薦するか照会したが、推薦地はなかった。

照会日：組 合 平成26年1月10日

回答日：印西市 平成26年3月31日

白井市 平成26年3月31日

栄 町 平成26年3月20日

資料編（9）「印西市・白井市・栄町の推薦地に関する回答」を参照

■現在地

現在地は建替用地を保有していることから、候補地の1つとして位置付けた。

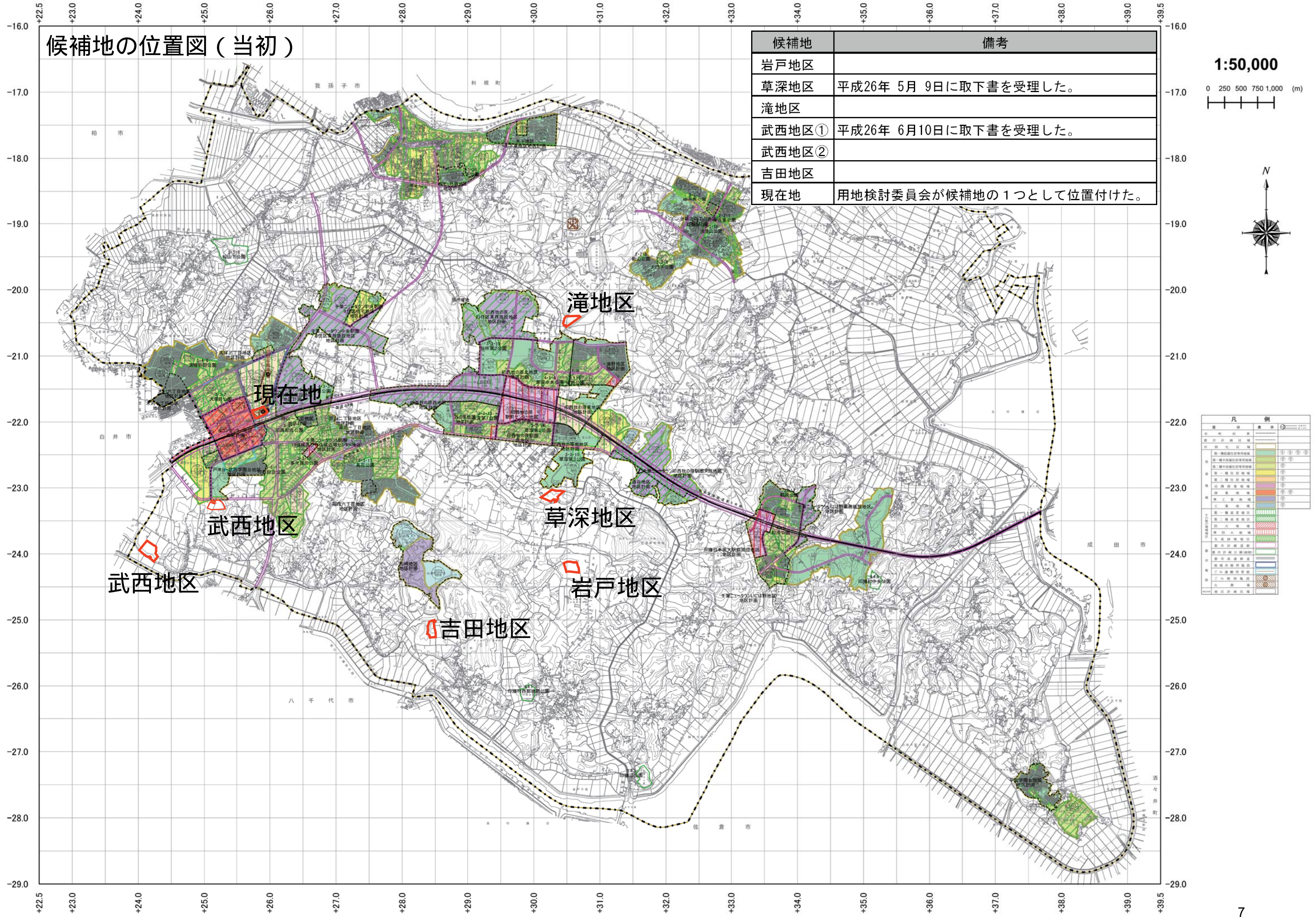
■候補地の抽出結果

以上により、候補地として岩戸地区、滝地区、武西地区、吉田地区及び現在地の計5箇所が抽出された。

P7～P13 「候補地の位置図(当初)、候補地の位置図(最終)及び候補地の個別位置図」を参照

候補地の位置図（当初）

候補地	備考
岩戸地区	
草深地区	平成26年 5月 9日に取下書を受理した。
滝地区	
武西地区①	平成26年 6月10日に取下書を受理した。
武西地区②	
吉田地区	
現在地	用地検討委員会が候補地の1つとして位置付けた。

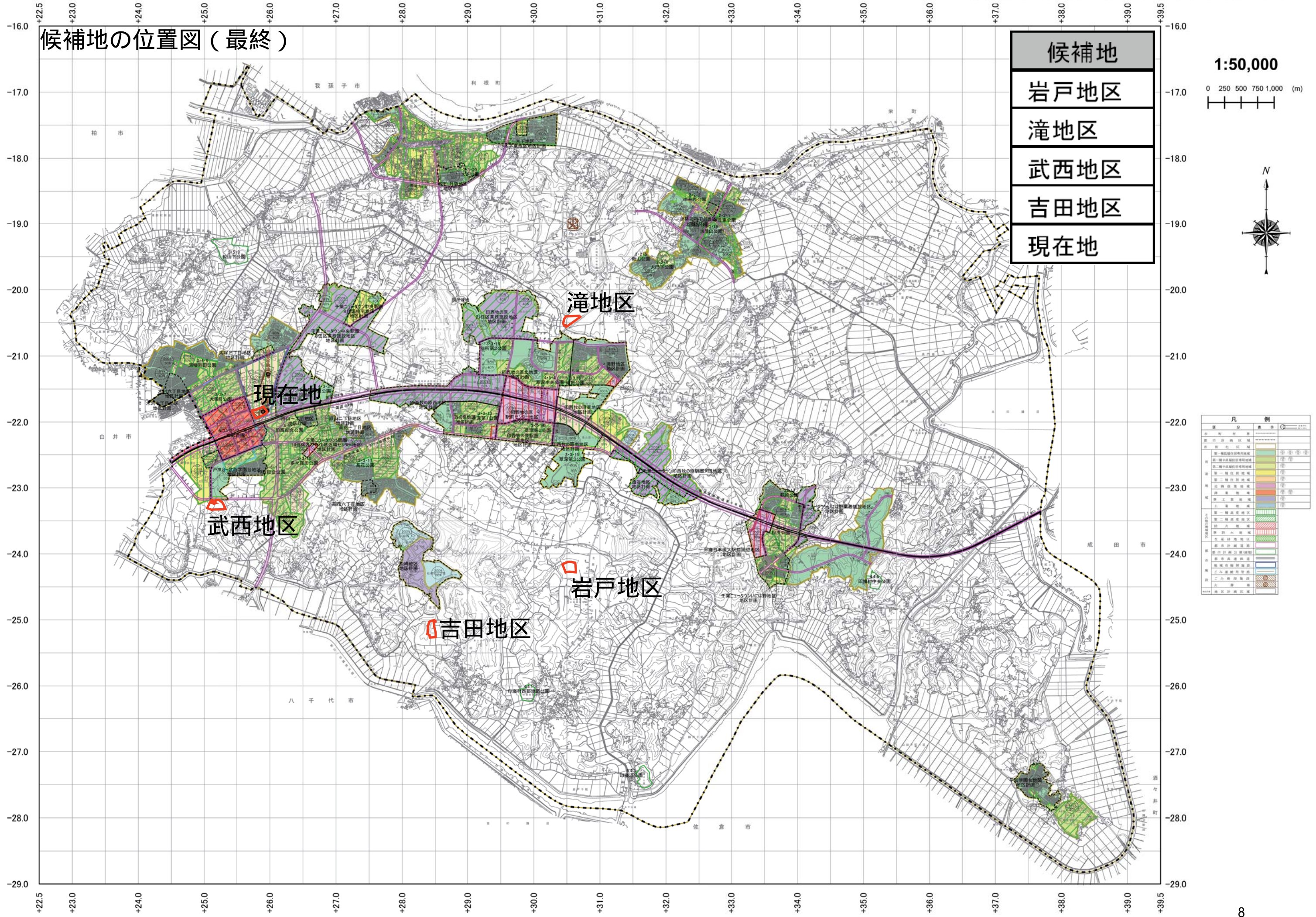


1:50,000
0 250 500 750 1,000 (m)

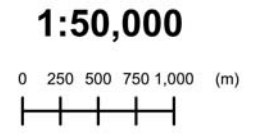


区分	色	線	記号
市界	黒	---	○
町界	赤	---	○
村界	青	---	○
第一種市街地地区	黄緑	---	○
第二種市街地地区	緑	---	○
第三種市街地地区	黄	---	○
第一種住宅地区	赤	---	○
第二種住宅地区	黄	---	○
第三種住宅地区	緑	---	○
第一種商業地区	青	---	○
第二種商業地区	黄	---	○
第三種商業地区	赤	---	○
第一種工業地区	青	---	○
第二種工業地区	黄	---	○
第三種工業地区	赤	---	○
第一種農林地区	緑	---	○
第二種農林地区	黄	---	○
第三種農林地区	赤	---	○
第一種遊園地区	青	---	○
第二種遊園地区	黄	---	○
第三種遊園地区	赤	---	○
第一種緑地地区	緑	---	○
第二種緑地地区	黄	---	○
第三種緑地地区	赤	---	○
第一種公園地区	青	---	○
第二種公園地区	黄	---	○
第三種公園地区	赤	---	○
第一種河川地区	青	---	○
第二種河川地区	黄	---	○
第三種河川地区	赤	---	○
第一種埋立地区	青	---	○
第二種埋立地区	黄	---	○
第三種埋立地区	赤	---	○

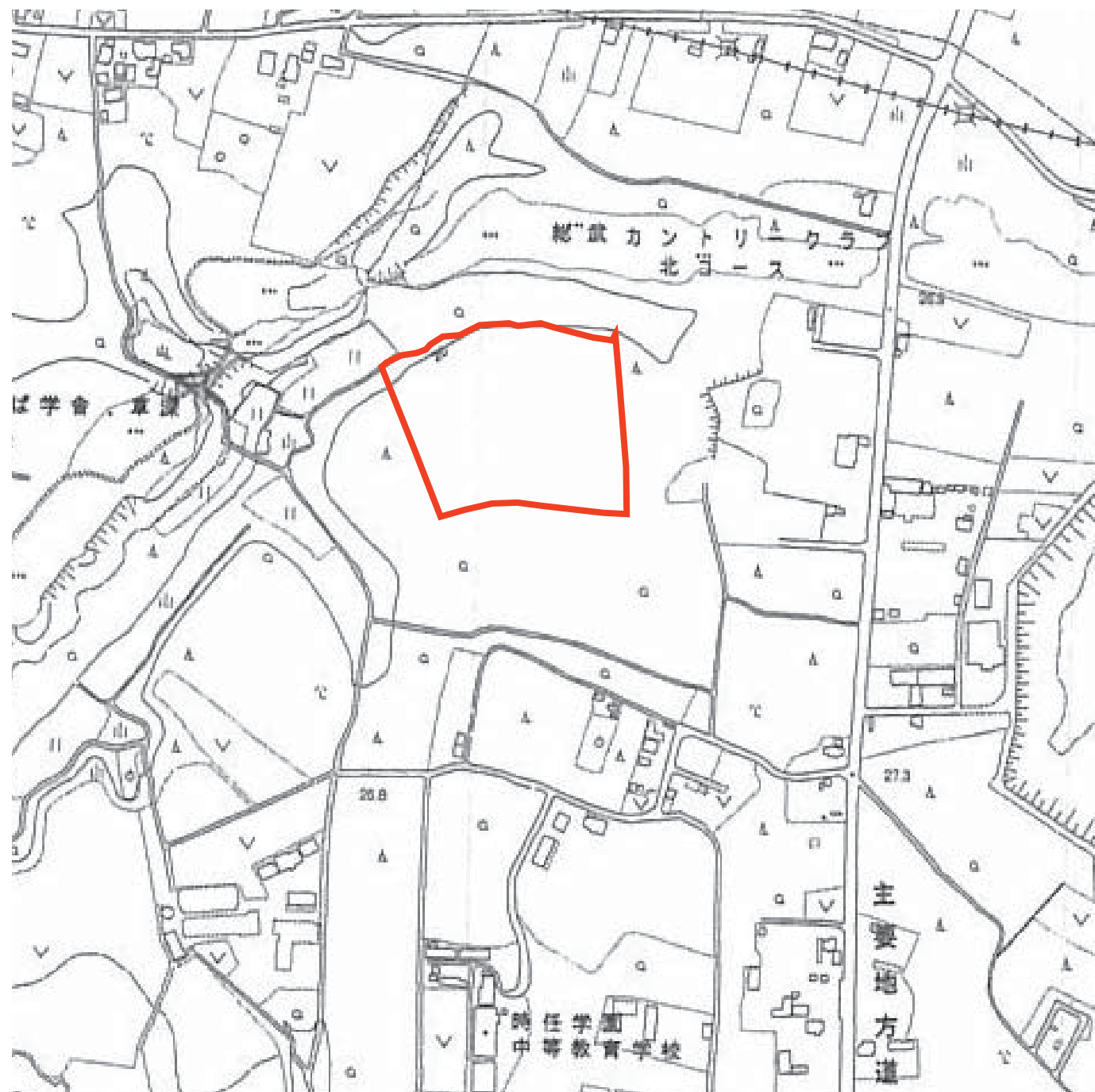
候補地の位置図（最終）



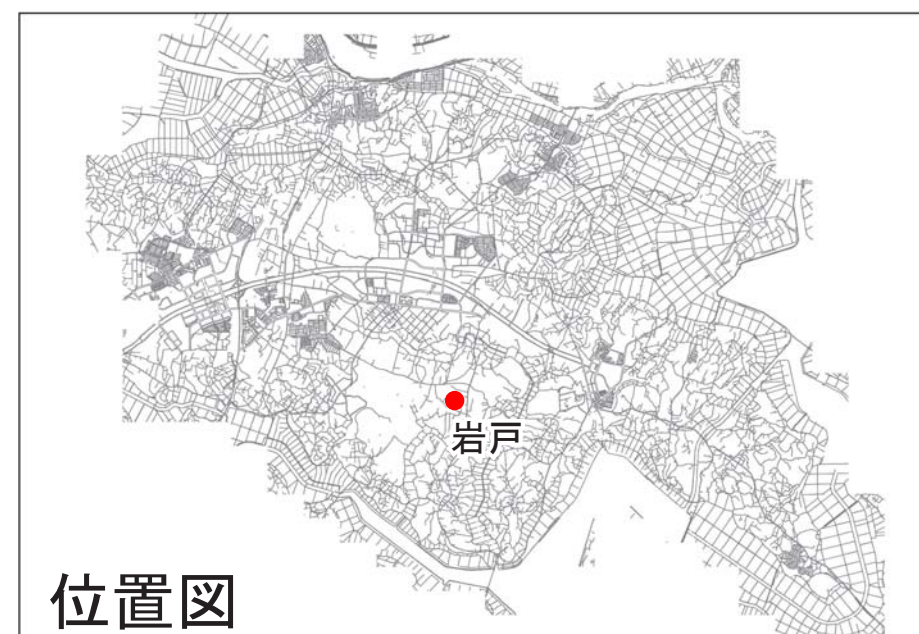
候補地
岩戸地区
滝地区
武西地区
吉田地区
現在地



凡例	
区分	表示
市界	---
町界	---
村界	---
第一種市街地	■
第二種市街地	■
第三種市街地	■
第一種住宅地	■
第二種住宅地	■
第三種住宅地	■
第一種農地	■
第二種農地	■
第三種農地	■
第一種森林地	■
第二種森林地	■
第三種森林地	■
第一種水田	■
第二種水田	■
第三種水田	■
第一種畑作地	■
第二種畑作地	■
第三種畑作地	■
第一種雑草	■
第二種雑草	■
第三種雑草	■
第一種未利用地	■
第二種未利用地	■
第三種未利用地	■
第一種水域	■
第二種水域	■
第三種水域	■
第一種河川	■
第二種河川	■
第三種河川	■
第一種池田	■
第二種池田	■
第三種池田	■
第一種公園	■
第二種公園	■
第三種公園	■
第一種遊歩道	■
第二種遊歩道	■
第三種遊歩道	■
第一種自転車道	■
第二種自転車道	■
第三種自転車道	■
第一種道路	■
第二種道路	■
第三種道路	■
第一種鉄道	■
第二種鉄道	■
第三種鉄道	■
第一種電線	■
第二種電線	■
第三種電線	■
第一種電柱	■
第二種電柱	■
第三種電柱	■
第一種電線杆	■
第二種電線杆	■
第三種電線杆	■



(平成20年5月6日撮影)



位置図

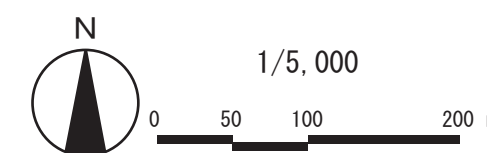
応募面積：約2.4 ha (23,782m²)

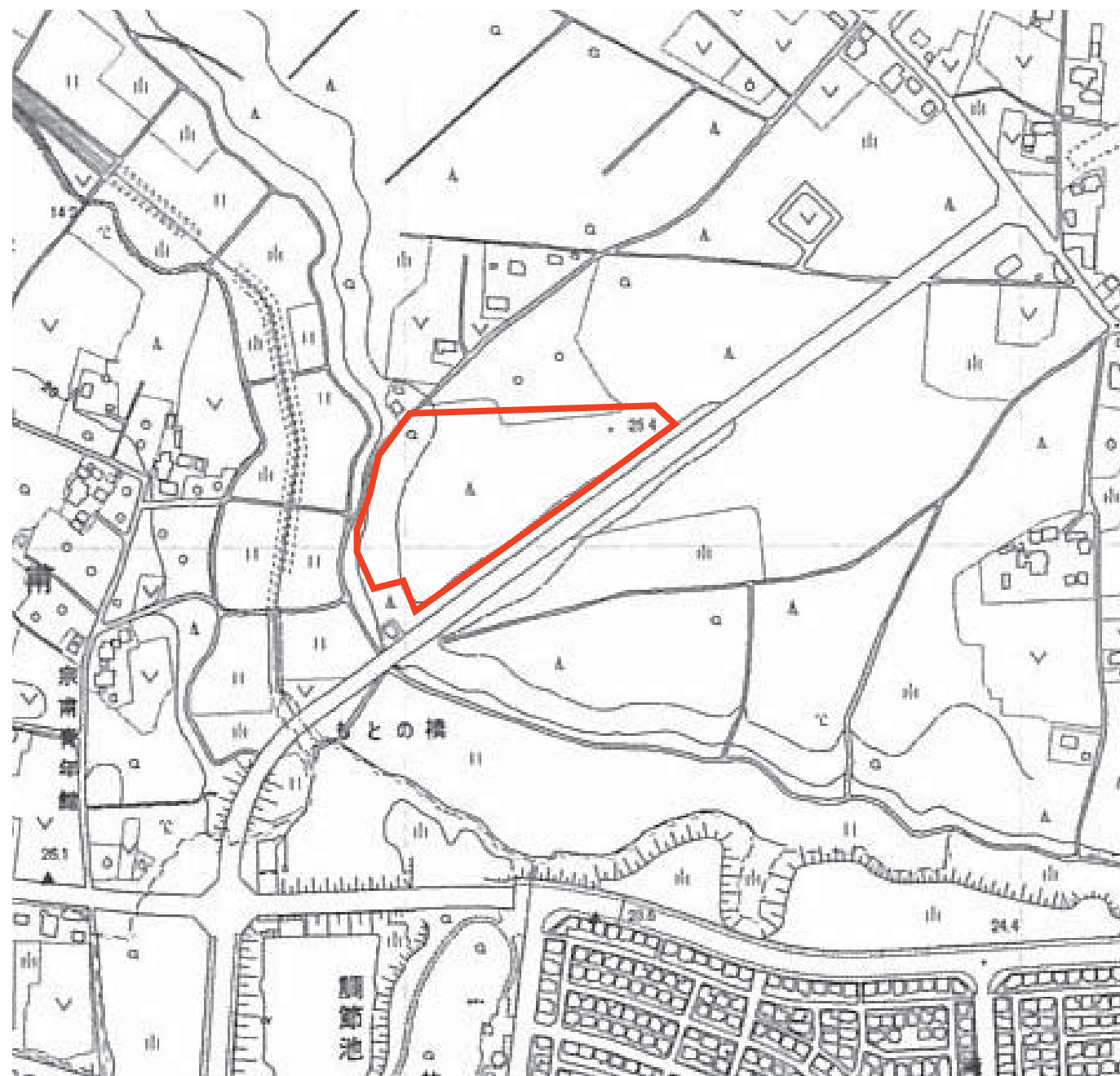
地目：山林 約2.4 ha

筆数：6筆

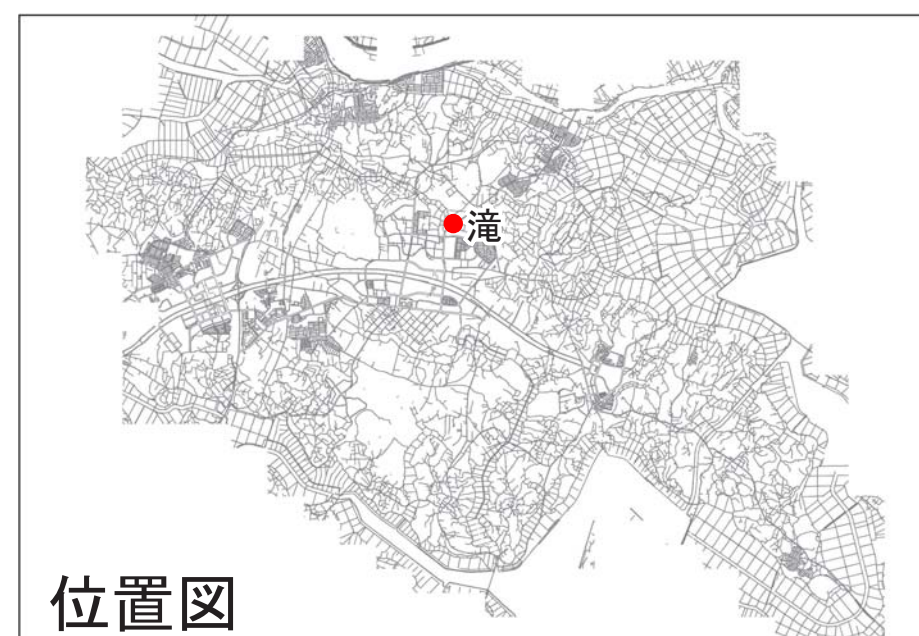
土地所有者数：5名

岩戸地区





(平成20年5月6日撮影)



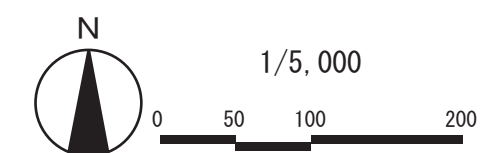
応募面積：約2.4 ha (24,451m²)

地目：山林 約2.3 ha
原野 約0.1 ha

筆数：9筆

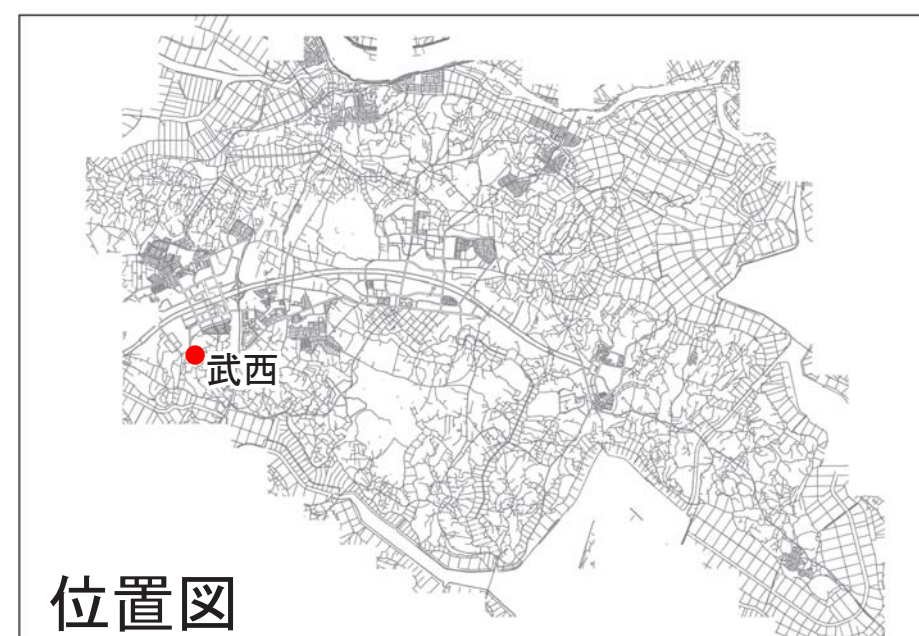
土地所有者数：10名

滝地区





(平成20年5月6日撮影)



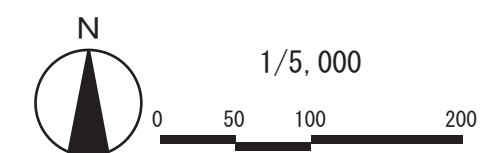
応募面積：約2.5 ha (25,406m²)

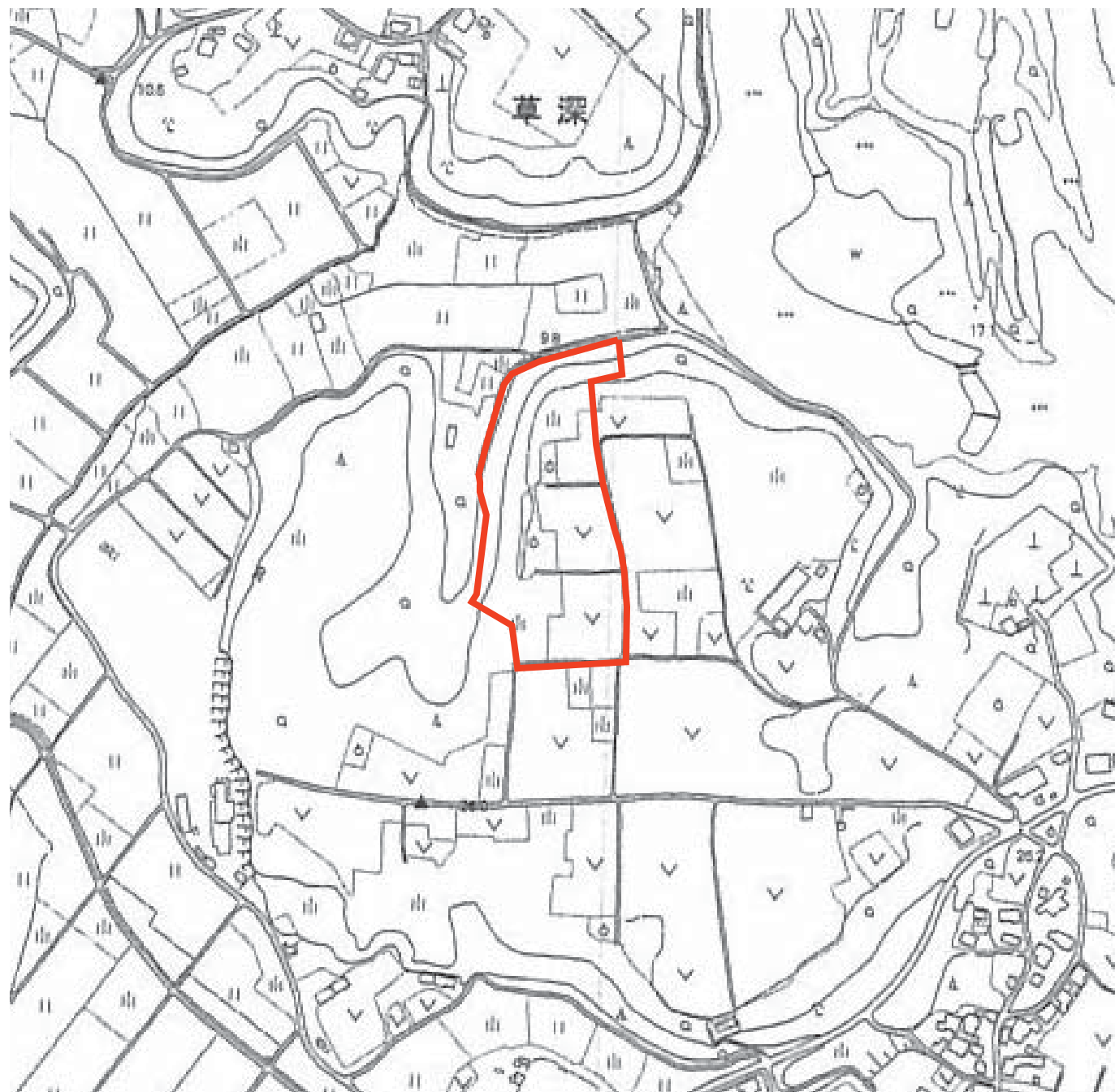
地目： 畑 約0.8 ha
山林 約1.7 ha

筆数：13筆

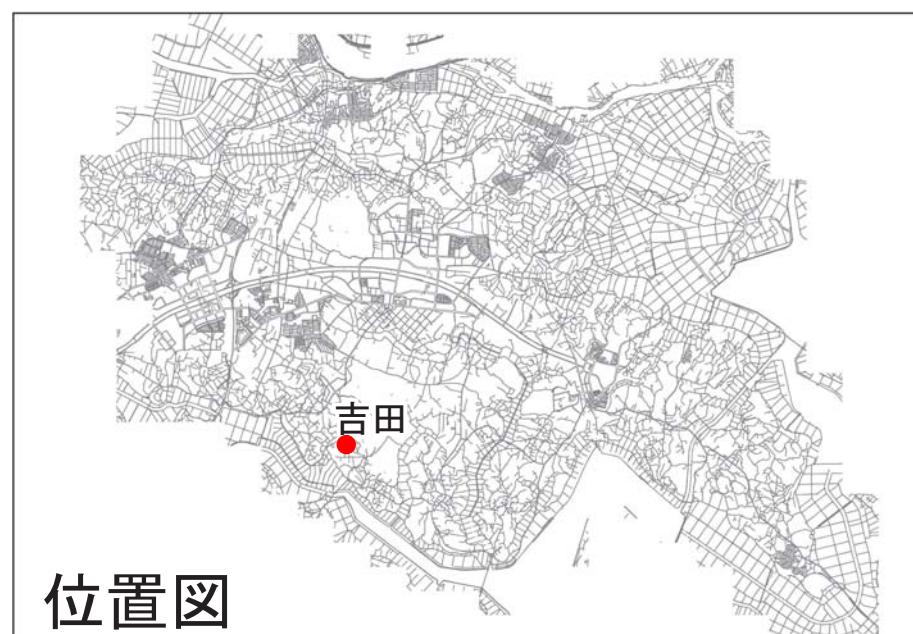
土地所有者数：9名

武西地区





(平成20年5月6日撮影)



位置図

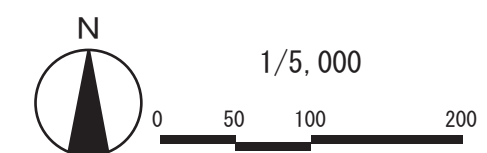
応募面積：約2.6 ha (26,125m²)

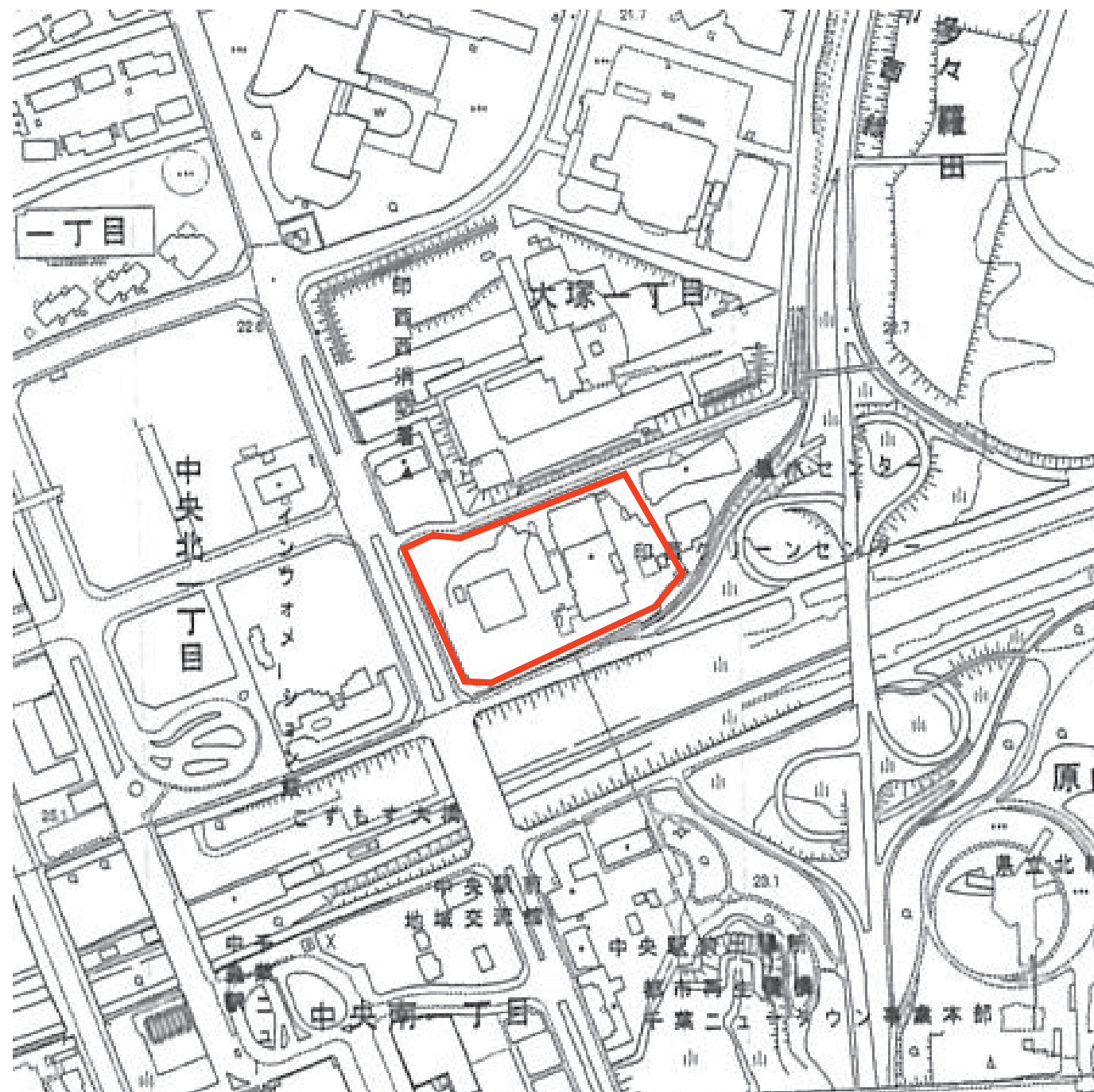
地目： 畑 約1.7 ha
山林 約0.9 ha

筆数：33筆

土地所有者数：28名

吉田地区





(平成20年5月6日撮影)



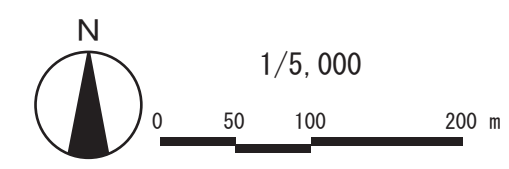
面積：約2.5 ha (24,968m²)

地目：宅地 約2.5 ha

筆数：3筆

土地所有者数：1法人 (印西地区環境整備事業組合)

現在地



(3) 候補地の比較評価結果

1 次審査結果

2 次審査結果

3 次審査結果

順位付

1次審査結果

1次審査:用地条件の確認

※1次審査は全ての候補地を2次審査に進めることで決した。

No.	確認項目	条件	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地	資料編	備考	
1	面積要件	2.5ha(25,000㎡)程度とする。 ※防災調整池が必要な場合は2.5ha以上の面積が必要となる可能性もある。	約2.4ha (23,782㎡)	約2.4ha (24,451㎡)	約2.5ha (25,406㎡)	約2.6ha (26,125㎡)	約2.5ha (24,968㎡)	(5)P5-2	*1 岩戸地区、滝地区は、2.5haまで及ばないが、候補地内に現在地の清掃工場、管理棟、煙突及び建替用地を配置することで施設の設置が可能と判断する。なお、詳細設計においては、擁壁などの整備も考慮した造成計画を立案する。	
		地目面積	宅地	-	-	-	-			約2.5ha
			畑	-	-	約0.8ha	約1.7ha			-
			山林	約2.4ha	約2.3ha	約1.7ha	約0.9ha			-
	原野		-	約0.1ha	-	-	-			
土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は除外する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし				
判定		○ *1	○ *1	○	○	○				
2	洪水浸水地域	洪水によって浸水する地域を除外する。	浸水地域外	浸水地域外	浸水地域外	浸水地域外	浸水地域外	(5)P5-5		
	判定		○	○	○	○	○			
3	自然公園法で規定する公園	自然公園法で規定する県立自然公園を含む用地を除外する。	公園区域外	公園区域外	公園区域外	公園区域外	公園区域外	(5)P5-7		
	判定		○	○	○	○	○			
4	その他 右記(i)~(vi)など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地を除外する。 ※2次審査以降であっても、右記事項が判明した場合は除外する。	(i) 活断層を含む土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(5)P5-9	*2 岩戸地区、吉田地区は、既存の幹線道路に接していないことからアクセス道路の確保が必要となるが、直近に既存の幹線道路が整備済み若しくは印西市における幹線道路整備計画があること及びアクセス道路ルートを選択肢は複数であることから、現時点では左記の条件に該当しないものとする。 (候補地から当該幹線道路までの最短距離 岩戸地区:約200m、吉田地区:約235m) 本件の具体的な確認は今後の作業となるが、現時点では左記の条件に該当しないものとする。なお、全ての候補地における各土地は、用地買収の際、隣接地との境界確定が必須となる分筆が伴わないことから、公簿面積による買収が可能である。 *3 武西地区の土地のうち1筆と吉田地区の土地のうち1筆に、それぞれ所有権移転請求権が仮登記されているが、関係者が所有する書類の確認及びヒアリングにより、用地買収時に当該請求権の抹消が可能であることを把握した。よって、左記の条件に該当しないものとする。	
		(ii) 大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし			
		(iii) アクセス道路(幅員7m以上を想定)の確保が極めて困難な土地	該当なし *2	該当なし	該当なし	該当なし *2	該当なし			
		(iv) 敷地境界の確定が困難な土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし			
		(v) 所有権以外の各種権利の解除が困難な土地	該当なし	該当なし	該当なし *3	該当なし *3	該当なし			
		(vi) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地であることが判明した場合は除外する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし			
判定		○	○	○	○	○	-			

筆数: 3筆

土地所有者数: 1法人 (印西地区環境整備事業組合)

2次審査結果

2次審査:100点からの減点評価(施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点)

※2次審査は全ての候補地を3次審査に進めることで決した。

No.	最大減点	大項目	最大減点	小項目	評価の考え方	減点		岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地	評価基準	資料編	
5	-35点	生活環境の保全	-30点	地域住民の日常生活への影響	地域住民の日常生活への影響が懸念される候補地を減点。	住宅	0点	-	-	-	-	-	-	300m以内に住宅がない。	(5)P5-12
							-5点	-5	-	-	-5	-5	100m以内に住宅がなく、100m超から300m以内に住宅がある。		
							-10点	-	-10	-10	-	-	100m以内に住宅がある。		
						学校等	0点	-	0	-	0	0	300m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもない。		
							-5点	-5	-	-	-	-	100m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもなく、100m超から300m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。		
							-10点	-	-	-10	-	-	100m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。		
						病院等	0点	0	0	-	0	-	300m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもない。		
							-5点	-	-	-	-	-	100m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもなく、100m超から300m以内に「病院」又は「診療所」又は「特別養護老人ホーム」がある。		
							-10点	-	-	-10	-	-10	100m以内に「病院」又は「診療所」又は「特別養護老人ホーム」がある。		
6			-5点	地域景観への影響	地域景観への影響が懸念される候補地を減点。(総合的な評価)	0~-5点	-1	-3	-3	-1	-2	総合的な評価に当たって想定する着目点 歴史的文化的景観、景勝地としての景観及び市街地景観等への影響。 (全委員の評点平均)	(5)P5-20		
7			-10点	里地里山の保全	里地里山の保全への影響が懸念される候補地を減点。(総合的な評価)	0~-10点	-10	-10	-7	-4	0	総合的な評価に当たって想定する着目点 森林、草原、ため池、湧水、それらと混在する農地及び行政等による保全活動等の状況。 (専門家のレポートに準拠して評価)	(5)P5-22		
8	-25点	自然環境等の保全	-5点	生物多様性の保全	貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が高い候補地を減点。	0点	-	-	-	-	-	0	候補地内に貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が低い。 (専門家のレポートに準拠して評価)	(5)P5-28	
						-5点	-5	-5	-5	-5	-	候補地内に貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が高い。 (専門家のレポートに準拠して評価)			
9			-10点	地球温暖化防止	収集運搬車の排出ガス(温室効果ガス)の抑制に不利な候補地を減点。	0~-10点	-10	-9	-9	-10	-9	-9	収集運搬車による温室効果ガスの発生量が最多の候補地を「-10点」とし、他の候補地は点数を比例配分する。-10点×(当該地における温室効果ガス発生量/最多の温室効果ガス発生量)※小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。	(5)P5-32	
10	-25点	法規制	-20点	各種規制の状況	各種の規制を受ける候補地を減点。	航空規制	0点	0	0	0	0	0	0	高さ制限がない。または、高さ制限があっても100m以上の煙突設置が可能。	(5)P5-35
							-3点	-	-	-	-	-	-	高さ制限はあるが、60m以上100m未満の煙突設置が可能。	
							-5点	-	-	-	-	-	-	高さ制限により60m未満の煙突設置しか出来ない。	
						埋蔵文化財包蔵地	0点	0	0	-	-	0	候補地内に調査対象となる埋蔵文化財包蔵地がない。		
							-3点	-	-	-	-	-	候補地内の50%未満が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。		
							-5点	-	-	-5	-5	-	候補地内の50%以上が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。		
						農用地区域	0点	0	0	0	0	0	候補地内に農用地区域がない。		
							-3点	-	-	-	-	-	候補地内の50%未満が農用地区域。		
						生産緑地地区	0点	0	0	0	0	0	候補地内に生産緑地地区がない。		
-3点	-	-	-	-	-		候補地内の50%未満が生産緑地地区。								
							-5点	-	-	-	-	候補地内の50%以上が生産緑地地区。	(5)P5-38		
							-5点	-	-	-	-	-		候補地内の50%以上が生産緑地地区。	
11			-5点	用途地域の適合	都市計画法で規定する工業系及び市街地調整区域以外の用途地域を減点。	0点	0	0	0	0	0	-	準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街地調整区域。	(5)P5-39	
						-5点	-	-	-	-	-	-5	第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域。		
12	-15点	地盤の安定性	-10点	液状化予測地域	液状化が懸念される候補地を減点。	0点	0	0	0	0	0	-	候補地内は液状化対象外である。	(5)P5-42	
						-5点	-	-	-	-	-	-5	候補地内に液状化がしやすい土地がなく、ややしやすい土地がある。		
						-10点	-	-	-	-	-	-	候補地内に液状化がしやすい土地がある。		
13			-5点	地形の状況	土砂災害が懸念される候補地を減点。	0点	0	0	0	0	0	0	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がない。	(5)P5-44	
						-5点	-	-	-	-	-	-	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がある。		
減点評価結果(最大 -100)								-36	-37	-59	-30	-36			
2次審査の評価順位								2	4	5	1	2			

3次審査結果

3次審査:100点までの加点評価(より良い施設となり得る用地を評価する視点)

No.	大項目		小項目		評価の考え方	加点	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地	評価基準	資料編
	最大加点		最大加点										
14	40点	周辺住民の理解度・協力度	40点	周辺住民の理解度・協力度の状況	周辺住民の理解度・協力度が高い候補地が望ましい。(総合的な評価)	0~40点	9	6	7	27	7	総合的な評価に当たって想定する着目点 周辺住民意見交換会などにより用地検討委員会が把握した次の状況。①応募者及び町内会・自治会等が行った周辺住民意見の集約方法(アンケート実施及び会議開催等)、②周辺住民の中間処理施設に対する情報把握の正確さ、③周辺住民の中間処理施設に対する理解の深さ、④周辺住民の誘致意欲の高さ、⑤周辺住民の賛成の程度(反対者の割合、反対の理由及び反対の強さも確認)、⑥周辺住民と今後も継続協議が出来る状況か否か。また、その程度、⑦町内会・自治会等の同意書の有無等。 (全委員の評点平均)	(5)P5-46
15	30点	経済性	30点	概算事業費	用地取得費用、基盤整備費用及建設費用の合計が安価な候補地が望ましい。	0~30点	29	29	29	29	30	概算事業費が最も安価な候補地を「30点」とし、他の候補地は点数を比例配分する。 30点×最も安価な概算事業費/(当該地における概算事業費) ※小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。	(5)P5-50
16	30点	地域社会貢献	30点	地域活性化への寄与	地域活性化への寄与が高い候補地が望ましい。(総合的な評価)	0~30点	17	19	19	19	20	総合的な評価に当たって想定する着目点 排熱利用、ごみ焼却施設の利用形態(環境学習・福祉関連・情報発信)、防災機能及び地域振興(雇用創出を含む)に関する効果、優位性及び将来性。 (全委員の評点平均)	(5)P5-59
加点評価結果(最大100)							55	54	55	75	57		
3次審査の評価順位							3	5	3	1	2		

順位付

2次審査の評価点に3次審査の評価点を加えた合計点で順位付けを行った。

区分		岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地	備考
2次審査結果 減点評価(施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点)		-36	-37	-59	-30	-36	生活環境の保全、自然環境等の保全、法規制及び地盤の安定性の項目で減点評価した。
A	100点から減点後の点数	64	63	41	70	64	
B	3次審査結果 加点評価(より良い施設となり得る用地を評価する視点)	55	54	55	75	57	周辺住民の理解度・協力度、経済性及び地域社会貢献の項目で加点評価した。
A+B	総合審査結果	119/200	117/200	96/200	145/200	121/200	
総合順位		3	4	5	1	2	

(4) 候補地の記述評価
(建設候補地の検討における留意点)

候補地の記述評価（建設候補地の検討における留意点）

岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地
3位（119／200点）	4位（117／200点）	5位（96／200点）	1位（145／200点）	2位（121／200点）
<p>【主な特性】</p> <p>①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-10/30点で、日常生活への影響は比較的少ないと評価したが、敷地境界から約280mに組合が管理する最終処分場及び同じく約265mに民間の産業廃棄物中間処理場（木質系廃材の破碎処理）が立地していることから、事業効率で優位な点を一部有するものの、廃棄物関係施設の偏在化に拍車がかかるものと考えられる。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても9/40点と低い。</p> <p>【その他の特性】</p> <p>候補地の全域が樹林地であることから、里地里山の保全に関する影響が大きい。</p> <p>【課題等】</p> <p>本候補地を建設候補地として決定する場合、①周辺住民等への十分な説明及び折衝等が求められると考えられる。②本候補地に隣接する幹線道路がないことから、アクセス道路の整備が必須（既存の幹線道路まで最短約200m）となることと合わせ、防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p>	<p>【主な特性】</p> <p>①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-10/30点で、日常生活への影響は比較的少ないと評価したが、敷地境界から至近距離（約40m）に戸建住宅が立地する。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても6/40点と低い。③周辺町内会の滝野自治会連合会から反対を趣旨とする請願書（署名2,690人）が用地検討委員会のほか関係機関に提出されている。</p> <p>【その他の特性】</p> <p>①敷地境界から300m内に千葉ニュータウン地区の戸建住宅が立地する（既に譲受人が決定している戸建住宅用地もある）。②候補地の全域が樹林地であることから、里地里山の保全に関する影響が大きい。</p> <p>【課題等】</p> <p>本候補地を建設候補地として決定する場合、①周辺住民等への十分な説明及び折衝等が求められると考えられる。②防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p>	<p>【主な特性】</p> <p>①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-30/30点で、日常生活への影響が最も大きいと評価した。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても7/40点と低い。</p> <p>【その他の特性】</p> <p>①敷地境界から100m内に千葉ニュータウン地区の戸建住宅計画がある。②候補地面積の約70%が樹林地であることから、里地里山の保全に関する影響が比較的大きい。③候補地面積の約85%が埋蔵文化財包蔵地である。</p> <p>【課題等】</p> <p>本候補地を建設候補地として決定する場合、①周辺住民等への十分な説明及び折衝等が求められると考えられる。②防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p>	<p>【主な特性】</p> <p>①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-5/30点で、日常生活への影響が最も少ないと評価した。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても27/40点と全候補地中最も高く、更には候補地が属する地元町内会である吉田区からは、事業の受け入れに関する同意書が提出された。③また、候補地の募集要項に記載した求めに応じ、吉田区から唯一、地域振興策の具体的な提案が書面で提出されたが、評価小項目No.16の「地域活性化への寄与」の評価（全委員の平均点）は、全候補地の平均点程度にとどまった。これは、アクセス環境等が良好ではない場合、地域振興に資する施設の利用者数及び受益者数の増が期待出来ないことが理由であると考えられる。</p> <p>【その他の特性】</p> <p>①候補地面積の約65%が畑であることから、里地里山の保全に関する影響が比較的少ないものの、②当該畑の全域が埋蔵文化財包蔵地である。</p> <p>【課題等】</p> <p>施設整備計画が明確化されていない現状で地元町内会から同意書が提出されたことは特筆すべき優位点であり、また、候補地の応募に同意した全28人の土地所有者の内、21人が地元町内会の吉田区に現住していることも含め、本候補地を建設候補地として決定する場合、以後、円滑な事業推進が大きく期待出来るものと考えられる。</p> <p>ただし、少数意見を尊重する観点及び周辺町内会の松崎区における「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価が低いことを勘案した適切且つ慎重な対応が求められると考えられる。</p> <p>また、本候補地に隣接する幹線道路がないことから、アクセス道路の整備が必須（印西市の計画幹線道路まで最短約235m）となることと合わせ、防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p>	<p>【主な特性】</p> <p>①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-15/30点で、日常生活への影響は中程度と評価したが、敷地境界から300m内に高層集合住宅が立地する。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても7/40点と低い。③周辺住民から反対を趣旨とする請願書（署名642人）及び中央駅北地区自治会町内会連絡会会長有志からも反対を趣旨とする要望書（署名13人）が用地検討委員会のほか関係機関に提出されている。</p> <p>【その他の特性】</p> <p>①本候補地は唯一、住居系の用途地域（第2種住居地域）に位置する。②里地里山及び生物多様性への減点要素がない。③液状化の注意喚起箇所（液状化がややしやすい）である。④本候補地周辺は、千葉ニュータウンの中心地として、今後も都市機能の発展が予想される。</p> <p>【課題等】</p> <p>本候補地を建設候補地として決定する場合、周辺住民等への十分な説明及び折衝等が求められると考えられる。</p>
<p>【周辺住民意見交換会等で寄せられた住民意見の内、今後、住民に対し、事業主体として十分な説明が必要であると考えられる普遍的な意見】</p> <p>①印西地区では、一般的に迷惑施設と認識される公共施設の多く（印西クリーンセンター、最終処分場、印西斎場、印西霊園等）が印西市内に偏在しており、不公平を感じる。</p> <p>②建設地周辺における不動産価格の低下、健康被害及び農作物への実害（風評被害を含む）を懸念する。</p> <p>③建設地周辺におけるごみ収集車の通行増に伴う排ガス、渋滞及び事故等を懸念する。</p> <p>（以下は、現在地以外を建設候補地として決定する場合に、十分な説明が必要であると考えられる事項）</p> <p>④現在地で操業する印西クリーンセンターは長期的視点で決定された都市計画に基づく公共施設であり、既に建替用地を保有しているにも関わらず、何故現在地で次期中間処理施設を整備しないのか疑問を感じる。</p> <p>⑤豊かな自然環境（里地里山）の破壊を懸念する。</p>				

おわりに

廃棄物処理施設は、生活水準の向上やライフスタイルの変化に伴いごみ量が増加する一方、ダイオキシン類問題、多様な自然災害など様々な時代変化を経て、単にごみを衛生的に焼却処理し減量・減容化を行う施設に止まらず、東日本大震災以降は地域の自立・分散型エネルギー拠点としての重要性が再認識され、地域のエネルギーセンターとしての役割がさらに期待されるようになってきた。

また、平成26年6月3日に「国土強靱化基本法」が閣議決定されたことにより、国を挙げた防災・減災の取り組みが推進され、廃棄物処理施設は災害廃棄物の受け入れや避難場所、救出救援の活動拠点としての役割など、社会的な要請に応える防災拠点として必要な機能を備えていくことが求められている。

また、次世代を背負う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を維持し、地域活性化の一助となる施設としても期待されている。

しかしながら近年、全国的に廃棄物処理施設の多くが更新時期を迎えているが、施設建設用地の確保にあたり住民合意が得られず最大の行政課題となっている。

幸いにも今回の用地選定にあたっては、候補地を公募すると示した段階から本事業を自分達が住む地区の活性化につながるものとして捉え、施設が来ることで「どんな可能性があるのか」、「施設と共に発展ができるのではないか」といったプラスの将来像を思い描き4箇所の候補地から応募があったことはこのうえない喜びであり、官民が一緒に取り組んでいけるプロセスを構築していくことの重要性を再認識した。

建設候補地の決定後においても周辺住民への丁寧な説明を行い、2市1町の財政状況も勘案しつつ地域振興策を含む基本計画の策定と住民合意形成を図るため粘り強く真摯に住民折衝を行うことが必要である。今回の用地選定を参考として、積極的な住民参加と情報公開を図りつつ事業を推進し、地域に根差した住民に親しまれる次期中間処理施設として、また全国に誇れる施設として完成することを祈念する。

最後に、用地選定にあたり徹底した情報公開と住民参加を基本とし候補地を公募・評価するという先進的な手法を取り入れた中で、その主旨を理解し、応募していただいた地権者の皆様及び周辺住民意見交換会に出席していただいた周辺町内会の皆様、また、委員会の協議に関しご多用の折ご協力をいただいた関係者の各位に心から感謝申し上げる次第である。

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会 委員長 寺嶋 均